

四日市市病院管理規程第3号

市立四日市病院処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年 3月17日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院処務規程の一部を改正する規程

市立四日市病院処務規程（平成17年病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項「病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、市立四日市病院長とする。」を削除し、第3項及び第4項を第2項及び第3項に繰り上げる。

第3条第1項に「病院に院長を置き、病院事業管理者（以下「管理者」という。）がこれを兼ねる。」を新たに加え、以下第2項以降に繰り下げる。

附 則

この規程は、令和年4月1日から施行する。